

平成30年8月10日

各 位

愛知県中央信用組合
理事長 杉本 泰伸

不祥事件発生のお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的使命を担い、信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼しお取引いただいておりますお客様、組合員の皆様、ならびに関係各位に多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の不祥事を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. 不祥事件の概要は下記のとおりです。

事 故 者	当組合元職員（30代・男性・支店長代理）
発 覚 日	平成30年3月28日（水）
発 生 期 間	平成27年10月～平成30年3月
発 生 店 舗	三谷支店
事 故 金 額	2,094,000円（うち着服金額462,000円） なお、被害額は事故者および親族より全額弁済されています。
事 件 の 概 要	事故者は、取引先顧客から依頼を受けた現金取引（地代振込、普通預金入金）の受領証を発行せず、自身の生活費支払いのため横領並びに流用した。

2. お客様への対応

被害に遭われたお客様には、事実関係を説明させていただいたうえで、深くお詫びを申し上げ、発覚後速やかに事故者の家族が被害金の全額を弁済いたしました。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては、発覚後速やかに監督官庁へ報告し、法令に基づく届け出を行いました。

4. 事故者および関係者の処分

事故者 平成 30 年 5 月 31 日付で懲戒解雇しました。

関係者 当組合の関係諸規程に則り、厳正な処分を行いました。

5. 再発防止策と今後の対応

この度の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、事務取扱の厳正化、牽制機能の強化、法令遵守に係る教育・指導の徹底など、再発防止に向けた内部管理態勢をさらに進め、皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

6. 本件に対するお問い合わせ先

愛知県中央信用組合 お客様相談室

電話番号 0120-555-704 (フリーダイヤル)

受付時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分 (土日・祝日等休業日は除く)

以 上